

番号	受講資格	添付書類
1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書(卒業証明書) ・従事年数の記載並びに事業者証明
3	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者	
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)	
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者	
6	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者	
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法(第十六条の六第二項第三号Hにおいて「旧安衛法」という。)別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上実務の経験を有する者	・修了証写し ・従事年数の記載並びに事業者証明
8	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者	・従事年数の記載並びに事業者証明
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者	
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・事業者証明
11	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者	・従事年数の記載並びに事業者証明
12	2から11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者【作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、建築物石綿含有建材調査に関して、5年以上の実務経験を有する者】	・資格証写し ・従事年数の記載並びに事業者証明